

実質化された人・農地プラン

注：地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長浜市	西浅井町八田部	平成29年1月	令和3年1月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	38.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.3ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	17.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.6ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

西浅井町八田部地域の現状は、農業従事者の高齢化が進みかつ、後継者も減少しているため、今後の担い手不足が懸念されるため、地域農業を担う若い世代の育成・確保が必要である。そのためには、農機具等の共同設備を充実し、個人から集落営農への地域農業の移行を行う必要がある。また、中山間地域に位置していることから、鳥獣被害も多く、継続的な農業生産活動の妨げになっている。このようなことから、地域における後継者の育成・確保や鳥獣被害防止対策を検討していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手、後継者不足に対する対策を実施しつつ、現時点における中心経営体への集積を進めるとともに集落営農等による農業生産活動を進めていく。

有害鳥獣の追払い、進入防止柵の設置など、鳥獣被害防止対策等を実施する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	1.42 ha	水稻	1.42 ha	西浅井町八田部
認農	B	水稻	1.26 ha	水稻	1.26 ha	西浅井町八田部
	C	水稻	1.15 ha	水稻	1.15 ha	西浅井町八田部
	D	水稻	1.10 ha	水稻	1.10 ha	西浅井町八田部
	E	水稻	0.98 ha	水稻	0.98 ha	西浅井町八田部
	F	水稻	0.95 ha	水稻	0.95 ha	西浅井町八田部
	G	水稻	0.93 ha	水稻	0.93 ha	西浅井町八田部
	H	水稻	0.88 ha	水稻	0.88 ha	西浅井町八田部
	I	水稻	0.83 ha	水稻	0.83 ha	西浅井町八田部
	J	水稻	0.78 ha	水稻	0.78 ha	西浅井町八田部
	K	水稻	0.74 ha	水稻	0.74 ha	西浅井町八田部
	L	水稻	0.71 ha	水稻	0.71 ha	西浅井町八田部
集	M	水稻	0.67 ha	水稻	1.28 ha	西浅井町八田部
	N	水稻	0.62 ha	水稻	0.62 ha	西浅井町八田部
	O	水稻	0.58 ha	水稻	0.58 ha	西浅井町八田部
	P	水稻	0.57 ha	水稻	0.57 ha	西浅井町八田部
	Q	水稻	0.57 ha	水稻	0.57 ha	西浅井町八田部
	R	水稻	0.53 ha	水稻	0.53 ha	西浅井町八田部
	S	水稻	0.52 ha	水稻	0.52 ha	西浅井町八田部
	T	水稻	0.46 ha	水稻	0.46 ha	西浅井町八田部
	U	水稻	0.28 ha	水稻	0.28 ha	西浅井町八田部
	V	水稻	0.21 ha	水稻	0.21 ha	西浅井町八田部
	W	水稻	0.21 ha	水稻	0.21 ha	西浅井町八田部
	X	水稻	0.20 ha	水稻	1.18 ha	西浅井町八田部
	Y	水稻	0.11 ha	水稻	0.11 ha	西浅井町八田部
計	25人		17.26 ha		18.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用について

高齢化等に伴い農業をリタイアする者や経営規模縮小する農家の農地について、今後は、農地中間管理機構を活用し、中心となる担い手に集積・集約をしていく。

後継者不足に対する取組について

新規の就農者や地域の若者たちが、次世代の地域農業の担い手になれるよう農機具等の共同設備の充実を図りつつ、個人から集落営農へ移行するなど、農業生産活動に従事する農業者の育成・確保に努める。

鳥獣被害防止対策の取組について

地域による鳥獣害対策として、侵入防止柵や檻の設置・改修、目撃・被害発生場所等の情報収集など、捕獲体制の構築等に取り組む。